

山口県報

平成24年
1月27日
(金曜日)

目 次

規則
農地法施行細則の一部を改正する規則(農業経営課).....
告示
道路の位置の指定(建築指導課).....
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
歯科技工士国家試験の実施(健康増進課).....
選管告示
山口県議会長門市選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨.....

農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第一号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則(平成二十一年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第四条第二項中「第二十六条各号」を「第二十二各号」に改める。
別記第一号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

別記
別記第一号様式から別記第五号様式まで
附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県告示第二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十四年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
柳井市柳井字木ノ芽一〇四四の七	五・二~五・七	一九・八	一一〇・六四
熊毛郡田布施町大字波野字上道免二三八の二九	六・〇	二六・〇	一五六・八二

(二九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 やまぐち里山ネットワーク

代 表 者 の 氏 名 園田 秀則

主たる事務所の所在地 山口市大内矢田七五三番地の五

三 定款に記載された目的

里山と人が新たな共生環境を築き、里山の環境保全と活用を図るとともに、県民に対し幅広い学習の場や機会を提供するために、森林ボランティア活動促進事業、森林環境教育事業と県民の里山活動の仕組みやプログラム開発等の調査研究及び啓発に関する事業等を行い、もって、社会全体で森林を支える人づくりと仕組みを形成し、現在荒廃の危機に直面している里山を明るく入りやすい里山に再生すること。

(三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十四年二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口市部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人うべネットワーク

代 表 者 の 氏 名 赤川 信恒

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号

(三一) 歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施します。

平成二十四年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

(一) 学説試験

平成二十四年三月六日(火曜日)午前十時から

(二) 実地試験

平成二十四年三月七日(水曜日)午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番二七号

下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成二十四年一月二十七日(金曜日)から同年二月十七日(金曜日)まで(郵送の場合は、二月十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五一―〇八三三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十四年三月二十七日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。



山口県選挙管理委員会告示第六号

平成二十三年十二月二十五日執行の山口県議会長門市選挙区選出議員補欠選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年12月25日執行山口県議会長門市選挙区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,627,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	笠本俊也	所属党派	無所属	期 間 平成23年//月/5日から 第 / 回分 平成24年 / 月 5日まで
出納責任者氏名	吉松範和			

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏 名) (団 体 名)	(職業)	(寄附額)	円
その他の寄附	0件		0
その他の収入		1,500,000	
今 回 計		1,500,000	
前 回 計		-	
総 計		1,500,000	
		人 件 費	407,275
		家 屋 費	353,100
		選挙事務所費	342,500
		集会会場費	10,600
		通 信 費	59,971
		交 通 費	73,710
		印 刷 費	849,030
		広 告 費	325,473
		文 具 費	3,186
		食 糧 費	90,000
		休 泊 費	0
		雑 費	71,394
		今 回 計	2,233,139
		前 回 計	-
		総 計	2,233,139

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	780,780円

報告書受理年月日	平成24年 / 月 6日	第 / 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	金 崎 修 三	所属党派	無 所 属	期 間 平成23年/2月/3日から 平成24年/月/4日まで 第 / 回分
出納責任者氏名	山 下 英 次			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏 名) (団 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	円
			家 屋 費	477,500
			選挙事務所費	239,370
			集合会場費	239,370
			通 信 費	0
			交 通 費	87,445
			印 刷 費	0
			広 告 費	672,000
			文 具 費	137,100
			食 糧 費	3,743
その他の寄附 0件		0	休 泊 費	184,819
その他の収入		1,600,000	雑 費	35,700
今 回 計		1,600,000	今 回 計	77,149
前 回 計		-	前 回 計	1,914,826
総 計		1,600,000	総 計	-
				1,914,826

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	504,000円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成24年 / 月 6 日	第 / 回報告分
-----------------	---------------	----------

平成
二十四
年二月
二十七日
印刷

発行
行人所

山口
県知事
庁